

判決年月日	平成23年11月30日	担当部	知的財産高等裁判所 第3部
事 件 番 号	平成23年（行ケ）10205号		
○本願商標と引用商標とは、外観、称呼において相違し、観念が類似するとまではいえ ず、取引の実情等を考慮しても、本願商標がその指定役務に使用された場合に、引用商 標との間で役務の出所に誤認混同を生じさせるおそれがあるとはいえないとして、本願 商標と引用商標は類似するとした審決を取り消した事例。			

（関連条文）商標法4条1項11号

原告は、「けんしんスマートカードローン」の文字を横書きしてなる商標（本願商標）について、商標登録出願をしたが、拒絶査定を受けたので、同査定に対する不服の審判を請求した。特許庁は、本願商標は、「けんしん」の文字を横書き又は縦書きしたもの、あるいはこれと図形を組み合わせたもの（引用商標）と類似し、商標法4条1項11号に該当するとして、上記不服審判の不成立の審決をした。本件は、原告が、同審決の取消しを求めた事案である。

本判決は、下記のとおり判示し、本願商標と引用商標は類似するとした審決を取り消した。

すなわち、本願商標は、「けんしんスマートカードローン」の文字を横書きしてなるものであるが、各文字が、ほぼ同一の書体、大きさ、間隔で表記されており、全体がまとまった印象を与えているのに対し、引用商標は、「けんしん」の文字を横書き又は縦書きしたもの、あるいはこれと図形を組み合わせたものであり、両商標は、外観において、相違する。また、本願商標は、「ケンシンスマートカードローン」との称呼が生じるのに対し、引用商標は、「ケンシン」との称呼が生じ、両者は、類似するとまではいえない。本願商標の「カードローン」部分は、取引者、需要者にとって、クレジットカードなどを利用した融資との観念が生じ、「スマート」部分は、賢い、頭のよい、体型がよい、質が高いなどの観念が生ずるが、「けんしん」部分は、一義的な観念を生じるとまではいえないのに対し、引用商標も一義的な観念を生じるとまではいえず（もっとも、「県信用組合」の略称であるとの観念を生じることが否定するものではない。）、両商標は、観念において、同一ではなく、類似するとまではいえない。さらに、取引の実情について、県信用組合は、組合員により構成される協同組合組織の金融機関であり、その営業活動は、県内に限られていること、同一県内に複数の県信用組合が存在しないこと等を総合考慮するならば、取引者、需要者が、その役務の出所について、混同を来すことは想定できない。

以上によれば、本願商標と引用商標とは外観、称呼において相違し、観念が類似するとまではいえず、取引の実情等を考慮しても、本願商標がその指定役務に使用された場合に、引用商標との間で役務の出所に誤認混同を生じさせるおそれはないから、両商標は、類似しない。